お取扱い期間　2026.10.31 まで

相続定期預金

ご利用いただける方

相続手続き完了後1年以内の個人のお客様

◆他の金融機関でお受け取りの相続預金も対象となります。
相続預金であることが確認できる以下の資料のいずれかをご持参ください。

・当庫で相続手続をされた方
　本人確認書類・届印

・当庫以外の金融機関で相続手続をされた方
　本人確認書類・届印
　相続による預金を確認できる書類（下記のいずれか）
　〇遺産分割協議書　　〇相続依頼書
　〇戸籍謄本＋被相続人名義の解約済通帳又は計算書
　〇遺言書＋被相続人名義の解約済み通帳又は計算書

預金の種類

スーパー定期預金

お預入期間

1年

金　利

店頭表示金利にプラス　年0.20%

お取扱い金額

1口 100万円以上1,000万円以下

◆相続した預金（金融資産）の範囲内になります。
◆相続により取得した不動産･金融資産等[株式･国債等]の換金代金も含みます。

◆おひとり様1店舗のみの取り扱いとさせていただきます。
◆満期後は店頭表示金利による自動継続扱いとなります。
◆中途解約される場合は預入期間に応じた所定の中途解約利率が適用されます。

詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください

上田信用金庫